**平成２２年（フ）第７９４８号**
大阪府東大阪市上四条町６番20号
債務者　山本　朋洋
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７９４９号**
大阪市大正区千島１丁目23番62号
債務者　辻野　富代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７５号**
岡山県倉敷市上東1058番地10　三村コーポ202号
債務者　松本なおみ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第３９７号**
岡山県倉敷市玉島勇崎1426番地44
債務者　山本　繁子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第３９９号**
岡山県倉敷市玉島八島1873番地３　サングリーン八島Ｃ106
債務者　薬師寺隆司
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１０２号**
北海道北見市東陵町28番地１
債務者　中村　信一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第５７９号**
埼玉県春日部市備後東７丁目17番12号エルディムヒカール105号
債務者　西澤　英治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第５９３号**
埼玉県三郷市幸房281番地１
債務者　柳濱　組子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１２６２号**
千葉市中央区松波３丁目18番12号
債務者　布施　美枝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３０５号**
千葉市花見川区幕張本郷５丁目25番５―206号
債務者　山本　百合（旧姓宮田・小川）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３０９号**
千葉市中央区葛城３丁目11番27号　ホワイトベース105号
債務者　櫻井　正明
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２００号**
千葉県旭市ニの2479番地
債務者　加瀬　道子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２１５号**
千葉県銚子市外川町２丁目10927番地の２
債務者　榊原　礼子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１９７号**
新潟県長岡市寺泊小屋場8900番地99
債務者　大倉　和義
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第４１９号**
静岡県沼津市東原54番地の２　105号室
債務者　西川　安行
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第４４９号**
静岡県駿東郡長泉町下土狩659番地　長泉町遺族会館内、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩940番地の１
債務者　関場　光一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６７号**
静岡県伊東市荻539番地の37　レイクサイド102号
債務者　冨樫　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係